



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

← Post



上原敬
@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問
単離（精製）されたインフルエンザウイルスを用いて病原性を確認した記録。
はありますか。

回答
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

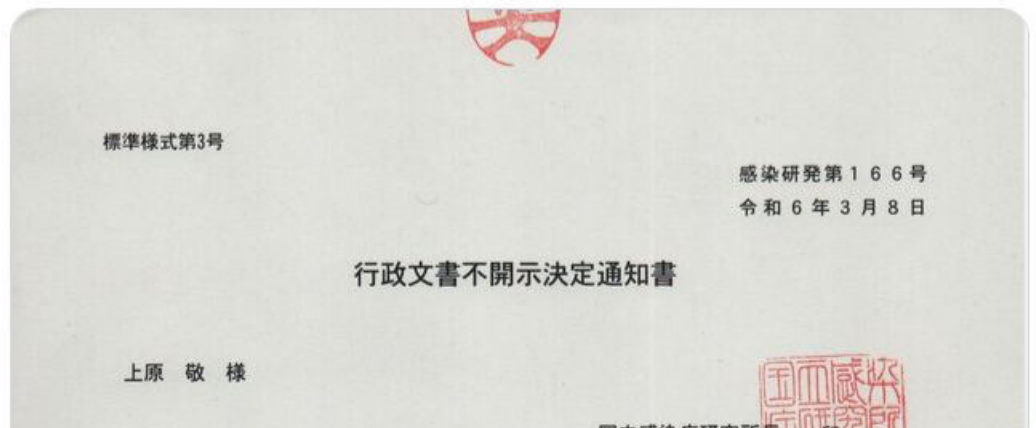
Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) influenza viruses.
Do you have one?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



No Records!
Christmas Massey
@virusFOIS

行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第30号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたインフルエンザウイルスを用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home



Explore



Notifications



Messages



Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post



Christmas Massey

@virusFOIS

← Post



上原敬

@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）された狂犬病ウイルスを用いて病原性を確認した記録。はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

Translated from Japanese by Google

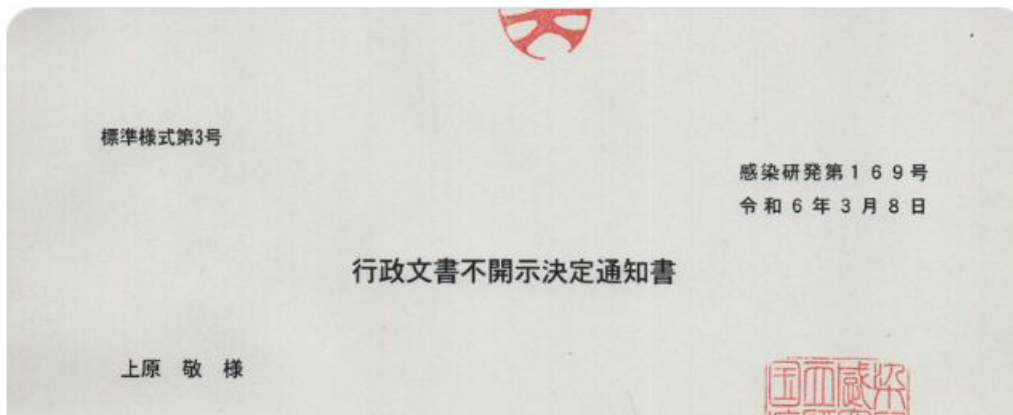
National Institute of Infectious Diseases Notification of Decision on Non-Disclosure of Administrative Documents

Q: Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) rabies virus.

Do you have it?

Answer: Because the administrative documents related to the disclosure request were not in possession. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第33号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された狂犬病ウイルスを用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

- Home
 - Explore
 - Notifications
 - Messages
 - Grok
 - Lists
 - Bookmarks
 - Communities
 - Premium
 - Profile
 - More
- Post

← Post

上原敬 @un4yRFGlfQRAIZD

矛盾が生じております。

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問
単離（精製）されたロタウイルスを用いて病原性を確認した記録はありますか。

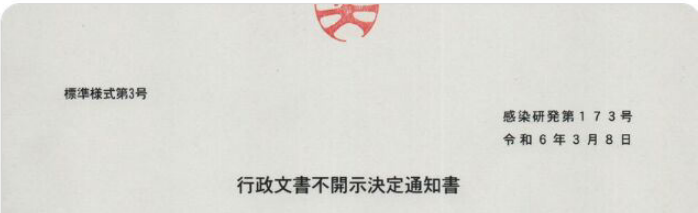
回答
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。
Translated from Japanese by Google
A contradiction has arisen.

National Institute of Infectious Diseases Notification of Decision on Non-Disclosure of Administrative Documents

Q: Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) rotavirus. Do you have it?

Answer: Because the administrative documents related to the disclosure request were not in possession. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve: 👍 🗨



Search

Relevant people

上原敬 @un4yRFGlfQRAIZD Following
日々の疑問に思った事などを確認していけたらと考えています。

Live on X

Sol (Triniti Sirs Mola) is speaking

El Baptisterio romano del S I DC. ¿A quién no le va a gustar?

What's happening

Rockies at Cubs MLB · LIVE

News · Trending
BREAKING NEWS
197K posts

Politics · Trending
Liberals
55.8K posts

Business & finance · Trending
Deloitte
1,315 posts

Messages

行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第37号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたロタウイルスを用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

← Post



上原敬

@un4yRFglfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）されたRSウイルス（RSV）を用いて病原性を確認した記録。はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

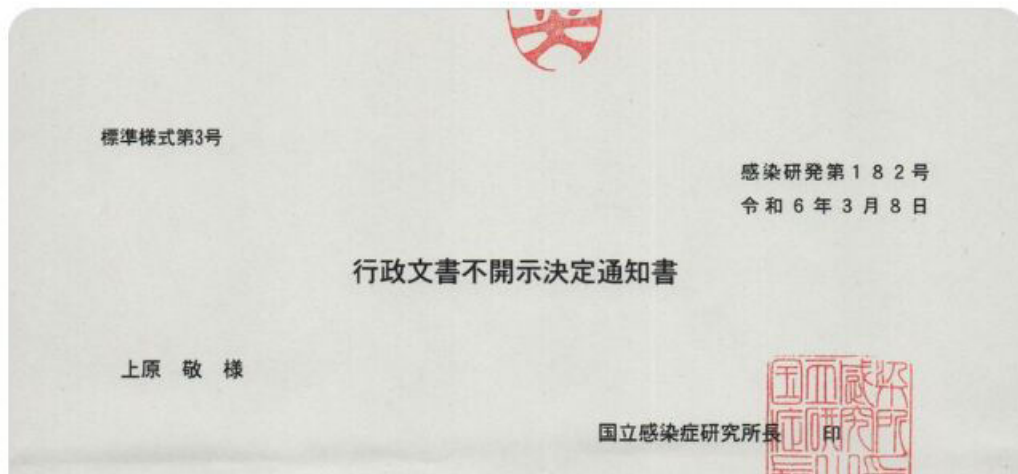
Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) respiratory syncytial virus (RSV).
Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



Christmas Massey
@virusFOIS

...

行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第46号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）されたRSウイルス（RSV）を用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

← Post



上原敬
@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問
単離（精製）された風疹ウイルスを用いて病原性を確認した記録。
はありますか。

回答
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

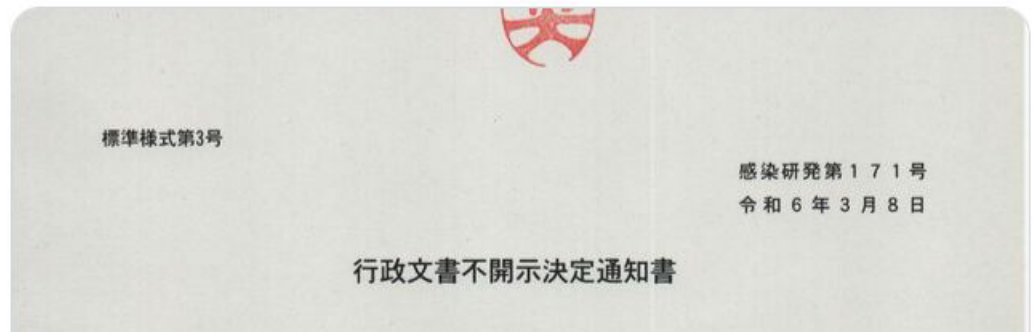
[Translated from Japanese by Google](#)

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) rubella virus.
Do you have one?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

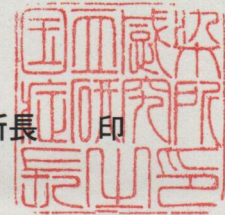
Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第35号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された風疹ウイルスを用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111



Home



Explore



Notifications



Messages



Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post



Christmas Massey

@virusFOIS



Post



上原敬

@un4yRFGlfQRAIZD



国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）された天然痘ウイルスを用いて病原性を確認した記録。はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

Translated from Japanese by Google

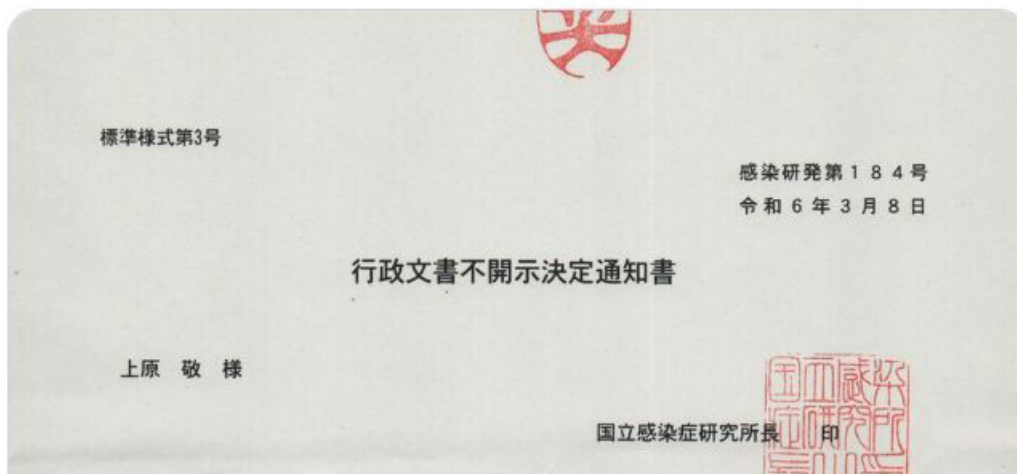
National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) smallpox virus.

Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第48号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された天然痘ウイルスを用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



Home



Explore



Notifications



Messages

Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More

Post

上原敬

@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書開示決定通知書

- 1 水痘带状疱疹ウイルス (VZV) の存在を証明する科学的根拠、論文等。
- 2 水痘带状疱疹ウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等。
- 3 水痘ワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。
- 4 水痘ワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等。

この『行政文書開示決定通知書』及び国立感染症研究所からの『書類送付のお知らせ』、『国立感染症研究所HP』をご確認いただき、皆様の気づきに役立つとよいのですが・・・。

これからも宜しくお願いいたします。

← Post

niid.go.jp/niid/ja/

病原微生物検出情報

niid.go.jp/niid/ja/iasr.h...

感染症発生動向調査週報

niid.go.jp/niid/ja/idwr.h...

Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Disclosure Decision Notice

- 1 Scientific evidence, papers, etc. proving the existence of varicella-zoster virus (VZV).
- 2 Scientific evidence, papers, etc. that the varicella-zoster virus is transmitted from person to person.
- 3 Scientific evidence, papers, etc. that the chickenpox vaccine is effective.
- 4 Scientific evidence, papers, etc. that the chickenpox vaccine is safe.

I hope that by checking this "Notice of Decision to Disclose Administrative Documents", "Notice of Sending Documents" from the National Institute of Infectious Diseases, and "National Institute of Infectious Diseases HP", you will find it useful. . .

nice to meet you.

National Institute of Infectious Diseases HP

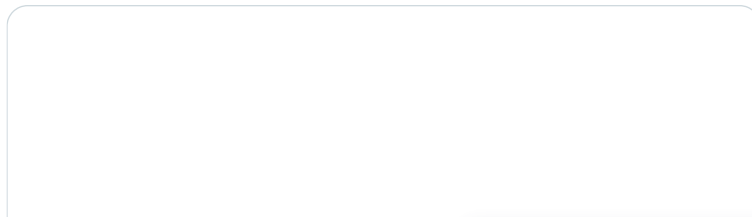
niid.go.jp/niid/ja/

Pathogenic microorganism detection information

niid.go.jp/niid/ja/iasr.h...

Infectious disease outbreak trend survey weekly report

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



Christmas Massey

@virusFOIS



Search

Relevant peo

上原敬

@un4yRFGlf

日々の疑問
いけたらとキ

Subscribe to your own long

Write longer posts such as bold and it

Subscribe

What's happening

Suns at Pelicans

NBA · Starts at 8:00 F

News · Trending

BREAKING NEWS

191K posts

Trending in Canada

Ernie Clement

Arts & culture · Trending

JK Rowling

55.4K posts

Sports · Trending

Punk

50.2K posts

Show more

Messages



Priv



Home



Explore



Notifications



Messages



Grok



Lists



Bookmarks



Communities



Premium



Profile



More



Post your reply

Reply

Post

Christmas Massey
@virusFOIS



Messages



行政文書開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和5年7月10日付けの行政文書の開示請求（開第5号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

1 水痘帯状疱疹ウイルス（VZV）の存在を証明する科学的根拠、論文等、2 水痘帯状疱疹ウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等、3 水痘ワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等、4 水痘ワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等として、「水痘ウイルス感染細胞の電子顕微鏡観察 清水明、山田堅一郎、奥村秀夫」「病原微生物検出情報 Vol. 39 No. 8 (No. 462) 2018年8月発行」「水痘とは（IDWR 2001年第24号）」「水痘ワクチンに関するファクトシート（平成22年7月7日版）」

2 不開示とした部分とその理由

無し

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

なお、下表に記載した方法のうち、開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる

方法によることもできます。

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項もお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料(基本額-開示請求手数料200円)
A 4判文書 52頁	①閲覧	100頁までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1頁につき10円	520円	320円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和5年11月6日から 11月17日まで(土・日を除く)の10時から17時まで
(昼休み12時~13時を除く)

場所：国立感染症研究所情報公開室 新宿区戸山1-23-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」を受領した日から4週間後までに発送予定

郵送料(見込み額)：通常郵便物(定形外)250gまで 250円

* 担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111



NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES
国立感染症研究所

〒162-8640 新宿区戸山 1-23-1 総務部調整課
TEL03-5285-1111 / FAX03-5285-1150

2023 年 10 月 26 日

上原 敬 様

国立感染症研究所
総務部調整課調整評価係

書類送付のお知らせ

過日ご請求いただきました行政文書開示請求について、開示決定等の期限の延長通知をしたところですが、この度は延長後の期日を超過した通知となりまして、誠に申し訳ございませんでした。

別添のとおり決定通知書を送付いたしますが、以下のとおり補足します。

今回開示する文書のうち、「病原微生物検出情報 Vol.39 No.8 (No.462) 2018 年 8 月発行、水痘とは (IDWR 2001 年第 24 号)」については、国立感染症研究所のホームページに掲載されている文書と同一のものです。

国立感染症研究所ホームページから閲覧して頂ければ、郵送料不要で閲覧することができますので、ホームページからの閲覧もご検討ください。

国立感染症研究所のホームページTOP

→病原微生物検出情報 (IASR)のページ URL: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr.html>

国立感染症研究所のホームページTOP

→感染症発生動向調査週報 (IDWR)のページ URL: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

ご不明な点等ありましたら、国立感染症研究所 調整課調整評価係までご連絡ください。
よろしく願い申し上げます。



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post



Christmas Massey
@virusFOIS

← Post



上原敬
@un4yRFGlfQRAIZD

まさ様
拡散ありがとうございます。
下記もご参考にさせていただけたら幸いです。

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問
単離（精製）された水痘帯状疱疹ウイルス（VZV）を用いて病原性を確認した記録。
はありますか。

回答
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

Translated from Japanese by Google

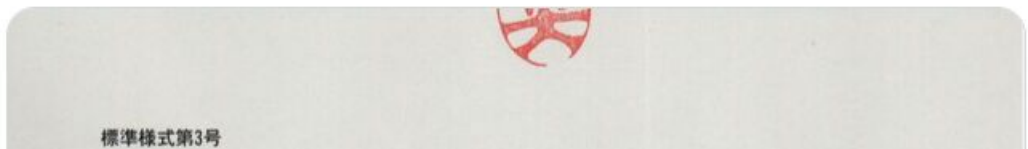
Thank you Masa for spreading the word.
I would appreciate it if you could refer to the following.

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) varicella-zoster virus (VZV).
Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第42号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された水痘帯状疱疹ウイルス（VZV）を用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111



Home

Explore

Notifications

Messages

Grok

Lists

Bookmarks

Communities

Premium

Profile

More

Post

← Post



上原敬
@un4yRFGlfQRAIZD

国立感染症研究所 行政文書不開示決定通知書

問

単離（精製）された黄熱ウイルス（Yellow fever virus）を用いて病原性を確認した記録。はありますか。

回答

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。不開示。

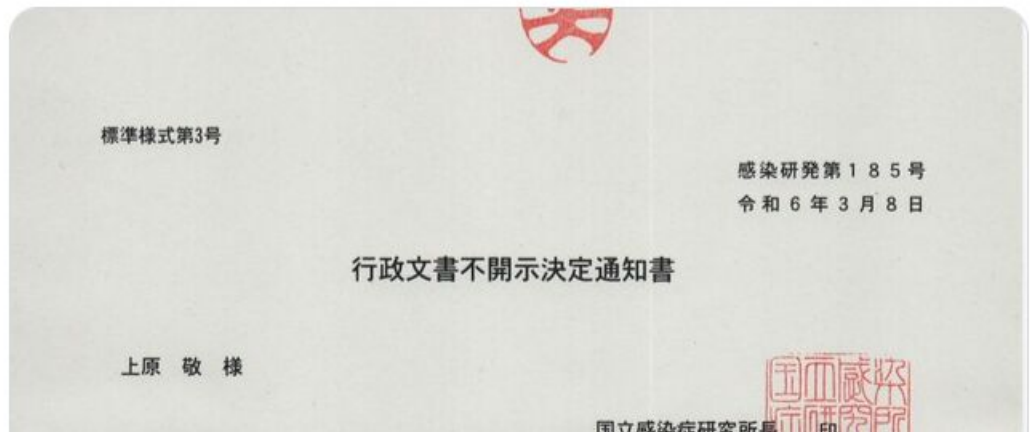
Translated from Japanese by Google

National Institute of Infectious Diseases Administrative Document Non-Disclosure Decision Notice

Records of confirmation of pathogenicity using isolated (purified) Yellow fever virus. Do you have it?

Because they did not possess administrative documents related to the response disclosure request. Not disclosed.

Was this translation accurate? Give us feedback so we can improve:



Christmas Massey
@virusFOIS



行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長 印



令和6年2月11日付けの行政文書の開示請求（開第49号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

単離（精製）された黄熱ウイルス（Yellow fever virus）を用いて病原性を確認した記録。

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）